

飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画
第9期計画における行政及び関係機関の取組
(第4章抜粋・追記)

令和6年3月

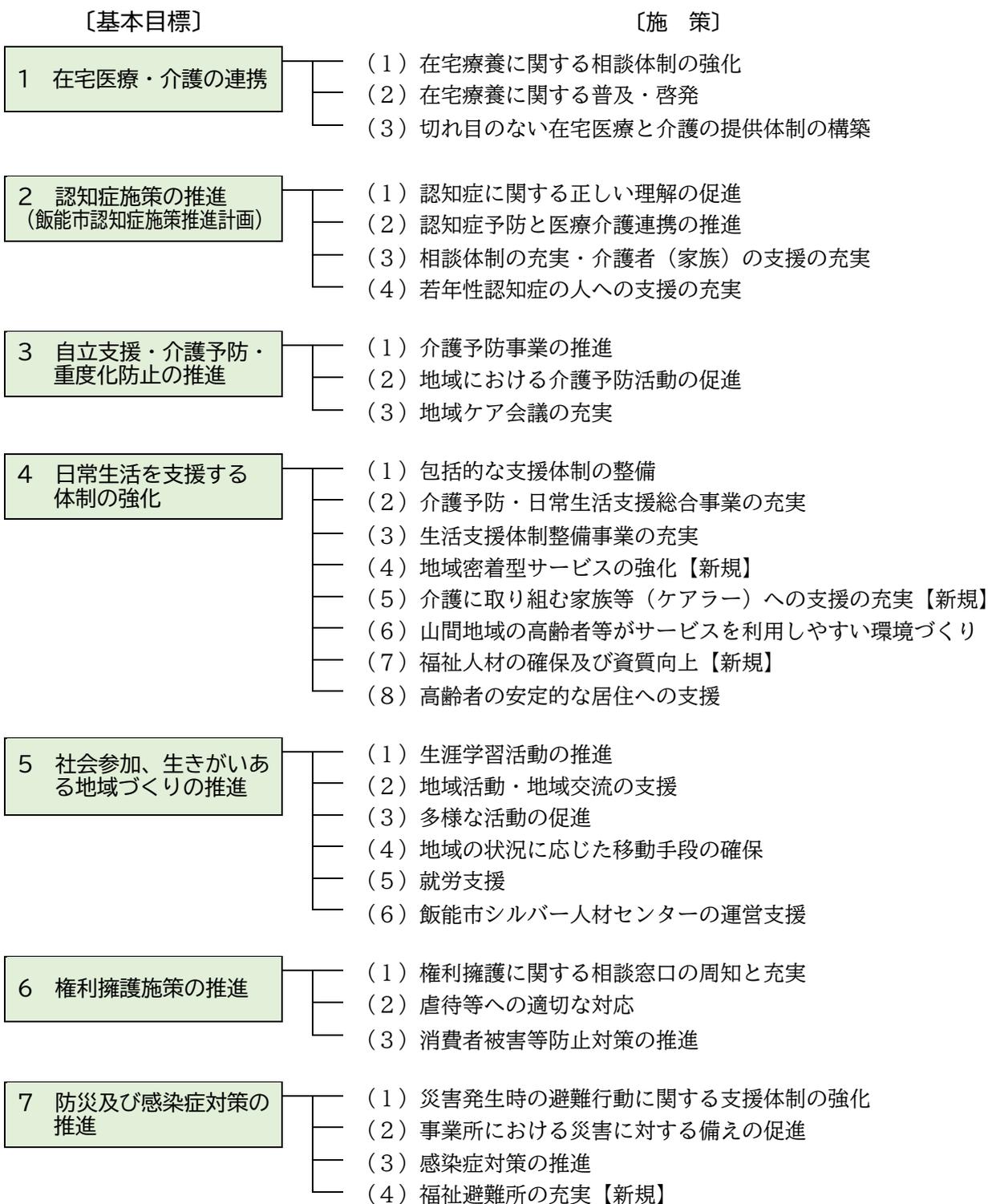
介護福祉課

— 目 次 —

| | |
|--------------------------------|----|
| 第4章 地域包括ケアシステム深化・推進のための取組 | 1 |
| 序 施策の体系 | 2 |
| 基本目標1 在宅医療・介護の連携 | 3 |
| （1）在宅療養に関する相談体制の強化 | 3 |
| （2）在宅療養に関する普及・啓発 | 5 |
| （3）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築 | 7 |
| 基本目標2 認知症施策の推進（飯能市認知症施策推進計画） | 9 |
| （1）認知症に関する正しい理解の促進 | 9 |
| （2）認知症予防と医療介護連携の推進 | 11 |
| （3）相談体制の充実・介護者（家族）の支援の充実 | 12 |
| （4）若年性認知症の人への支援の充実 | 15 |
| 基本目標3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進 | 16 |
| （1）介護予防事業の推進 | 16 |
| （2）地域における介護予防活動の促進 | 19 |
| （3）地域ケア会議の充実 | 20 |
| 基本目標4 日常生活を支援する体制の強化 | 21 |
| （1）包括的な支援体制の整備 | 21 |
| （2）介護予防・日常生活支援総合事業の充実 | 25 |
| （3）生活支援体制整備事業の充実 | 29 |
| （4）地域密着型サービスの強化【新規】 | 30 |
| （5）介護に取り組む家族等（ケアラー）への支援の充実【新規】 | 31 |
| （6）山間地域の高齢者等がサービスを利用しやすい環境づくり | 32 |
| （7）福祉人材の確保及び資質向上【新規】 | 33 |
| （8）高齢者の安定的な居住への支援 | 34 |
| 基本目標5 社会参加、生きがいある地域づくりの推進 | 36 |
| （1）生涯学習活動の推進 | 36 |
| （2）地域活動・地域交流の支援 | 36 |
| （3）多様な活動の促進 | 37 |
| （4）地域の状況に応じた移動手段の確保 | 37 |
| （5）就労支援 | 37 |
| （6）飯能市シルバー人材センターの運営支援 | 38 |
| 基本目標6 権利擁護施策の推進 | 39 |
| （1）権利擁護に関する相談窓口の周知と充実 | 39 |
| （2）虐待等への適切な対応 | 41 |
| （3）消費者被害等防止対策の推進 | 42 |
| 基本目標7 防災及び感染症対策の推進 | 43 |
| （1）災害発生時の避難行動に関する支援体制の強化 | 43 |
| （2）事業所における災害に対する備えの促進 | 45 |
| （3）感染症対策の推進 | 45 |
| （4）福祉避難所の充実【新規】 | 45 |

第4章 地域包括ケアシステム深化・推進 のための取組

序 施策の体系



基本目標1 在宅医療・介護の連携

【基本的な考え方】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが求められます。

本市では、在宅医療と介護サービスの一体的な提供、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図るための「在宅医療・介護連携推進事業」を飯能地区医師会に委託し、医師会では、「在宅医療連携拠点はんのう」を設置・運営しています。「在宅医療連携拠点はんのう」の相談支援機能の充実を図るほか、関係機関の連携強化により、在宅療養に向けた入退院支援体制の構築、円滑な支援の実施、在宅療養に対する理解醸成、自己決定と実現を支援します。

(1) 在宅療養に関する相談体制の強化

多職種連携の更なる強化に向けて、多職種連携座談会の充実を図るとともに、多職種による情報共有や課題解決に向けてワールドカフェを開催します。

また、相談支援に当たる多職種が様々な社会資源を共有、理解できるよう情報共有ツールを導入、強化します。

そして、多職種による連携強化、情報共有を進め、医療、保健、福祉などそれぞれの現場においてそれぞれの職種の垣根を超えた情報提供や相談支援に取り組みます。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--|----------------|
| ・広報、ホームページ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などを通じた在宅医療連携拠点はんのうの周知 | 介護福祉課 |
| ・情報発信ツールの活用・公開 | 介護福祉課 地域福祉課 |
| ・各相談支援窓口で情報共有、情報提供をできる媒体を作成 | 介護福祉課 |
| ・訪問看護などの介護サービスや訪問診療、訪問歯科診療、薬剤師の在宅訪問、在宅歯科医療窓口などを周知 | 介護福祉課 |
| ・多職種連携座談会による在宅療養に係る市民フォーラムの開催、広報、ホームページ、居宅介護支援事業所などを通じて拠点を周知 | 介護福祉課 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|--|--|
| <p>①在宅医療連携拠点 はんのうの認知度 向上</p> | <p>1) 市民に向けた認知度の向上 2) 専門職に向けた認知度の向上 3) 多機関協働による周知の推進</p> |
| <p>①在宅医療連携拠点はんのうの認知度向上</p> <p>1) 市民に向けた認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市報などに拠点紹介記事を定期的に掲載する。 ○拠点リーフレットの内容見直し（具体例や使い方など読み手が分かりやすいもの） ○飯能市が開催するイベントにおいてのPR活動（医療相談コーナーなどのブース設置等検討） <p>2) 専門職に向けた認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係会議体での継続的な周知活動 <p>3) 多機関協働による周知の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターなど多機関の活動を通じた周知の推進 ○パンフレットなど他の機関が説明しやすい資料の作成 | |

(2) 在宅療養に関する普及・啓発

在宅療養に関する身近で専門的な相談機関として、在宅医療連携拠点はんのうの役割や取組を周知します。

また、在宅療養に関する自己決定の支援に向けて、多職種連携による在宅療養支援について周知します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--|-------|
| ・多職種連携座談会（飯能・日高地区ワールドカフェ）の継続と内容の充実 | 介護福祉課 |
| ・多職種連携座談会による在宅療養に係る市民フォーラムの開催 | 介護福祉課 |
| ・ACP：アドバンス・ケア・プランニング（人生会議） ^{※1} の普及促進 | 介護福祉課 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|-------------------------------------|---|
| ①多職種連携座談会（飯能・日高地区ワールドカフェ）の充実 | 1) 多職種連携座談会（飯能・日高地区ワールドカフェ）の充実 |
| ②「医療と介護の連携ハンドブック」（紙媒体）のデータ化と活用方法の拡大 | 1) データ化を進めるための部会の設置 2) 様々な機会を活用したハンドブックの普及 3) 地域資源管理システムへのデータの提供 4) 「医療と介護の連携ハンドブック」の市ホームページへの掲載 |
| ①多職種連携座談会（飯能・日高地区ワールドカフェ）の充実 | ○ワールドカフェ、市民フォーラムの充実 ○顔の見える関係づくり ○感染状況に応じた柔軟な開催方法の検討 |
| ②「医療と介護の連携ハンドブック」（紙媒体）のデータ化と活用方法の拡大 | 1) データ化を進めるための部会の設置 ○データ化を進めるための部会を立ち上げて期間内に確定し、関係者の多くが活用できるようにする。 ○地域資源管理システムの社会福祉協議会ホームページ上への掲載 ○情報更新の仕組みづくりについての検討 2) 様々な機会を活用したハンドブックの普及 ○自治会など地域の活動団体へのハンドブック普及の働きかけ 3) 地域資源管理システムへのデータの提供 ○地域資源管理システムへの掲載依頼を含め、データの提供 4) 「医療と介護の連携ハンドブック」の市ホームページへの掲載 |

※1 「ACP：アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」は、もしものために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組です。

基本目標 1 在宅医療・介護の連携

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和 4 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| ①多職種連携座談会（飯能・日高地区ワールドカフェ） | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 |

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

「在宅医療連携拠点はんのを」の相談機能の強化を図ります。また、「在宅医療連携拠点はんのを」を中心に、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとの連携により情報共有体制を構築します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者への介護保険サービス体制の構築を図り、在宅で終末期を過ごせる環境づくりを進めます。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-----------------------|-------|
| ・在宅医療連携拠点はんのをの相談体制の強化 | 介護福祉課 |
| ・24時間提供サービスなどの公募・整備 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | | |
|---|-------|--------------|-------|-------|--|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 在宅医療連携拠点はんのをの認知度 （介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査（以下「ニ ーズ調査」という。）） | 9.9% | — | 30% | — | |
| 在宅医療連携拠点はんのを における相談件数 | 79件 | — | 120件 | — | |
| 在宅で終末期を過ごすこ とが可能だと思う高齢者 の割合 （ニーズ調査） | 17.5% | — | 30% | — | |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|------------------------------------|---|
| ①メディカルケアステーション（MCS）などICTツールの普及及び強化 | 1) 居宅介護支援事業所におけるMCSの活用促進 2) 在宅医療機関におけるMCSの活用促進 3) MCSに関する事例の共有化 4) MCSに関する運用規程の作成 |
| ②アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及及び拡充 | 1) 専門職へのACPの普及 2) 市民へのACPの普及 |
| ③在宅で終末期を過ごせる環境づくり（地域の医療機関との連携強化） | 1) 在宅医療連携拠点はんのをと医療における問題意識の共有 2) 地域の医療機関との連携強化医師会との連携による訪問診療体制の検討 3) 訪問診療できる医療機関の「見える化」の検討 |
| ④本人や家族が望む最期を迎えるための支援の強化 | 1) 終末期における事例検討と課題の抽出 2) 終末期医療に関する研修の実施 3) 緊急事態等の連携の強化 4) 終末期対応マニュアルの作成 5) 在宅緩和ケア連携体制の構築 6) 終末期医療に対応した事業者の把握と整理 |

①メディカルケアステーション（MCS）など ICT ツールの普及及び強化

1) 居宅介護支援事業所における MCS の活用促進

- MCS の有効性について検証し、今後個別支援において、どの地域包括支援センターも、居宅介護支援事業所のケアマネジャーも活用できるツールとなり得るよう、全体化やルール化を図り、誰でも使えるツールとして普及させる。
- 活用方法等に関する説明会の開催

2) 在宅医療機関における MCS の活用促進

3) MCS に関する事例の共有化

- MCS を活用した事例を共有（介護支援専門員協議会等の研修会を通して）し、活用を促す。

4) MCS に関する運用規程の作成

②アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及及び拡充

1) 専門職への ACP の普及

- 専門職向け ACP 研修を開催し地域住民への普及を推進
- 講演会や地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に対する事例発表会の開催

2) 市民への ACP の普及

- 市民や関係機関に対して、普及・啓発を目的とした研修の周知及び企画を行う。
- 研修や在宅医療連携拠点はんのもによる研修
- イベントでの ACP 啓蒙など
- 専門職から市民に広げていく活動の仕組みづくりについて検討
- 市民への啓発の仕組みづくりについて検討

③在宅で終末期を過ごせる環境づくり（地域の医療機関との連携強化）

1) 在宅医療連携拠点はんのもと医療における問題意識の共有

- 医療職の職種会議などで在宅医療連携拠点はんのもと情報共有。

2) 地域の医療機関との連携強化医師会との連携による訪問診療体制の検討

- 保険者の取組として医師会と訪問診療体制の強化について検討
- 訪問診療・往診を行っている医師と関係職との意見交換を行い、在宅医療が円滑に進めていけるよう課題の共有を行う。

3) 訪問診療できる医療機関の「見える化」の検討

- ICT を活用した訪問診療できる医療機関の空き状況の「見える化」の検討

④本人や家族が望む最期を迎えるための支援の強化

1) 終末期における事例検討と課題の抽出

- 事例を基に課題抽出、共有
- 終末期における課題や成功事例等の情報をサービス提供事業所等から集め、実態を把握し、声を集約し仕組みづくりに生かす。

2) 終末期医療に関する研修の実施

- ACP 研修、勉強会の実施。MCS の利用法の熟知と活用。

3) 緊急事態等の連携の強化

- 緊急時の対応マニュアルの作成活用

4) 終末期対応マニュアルの作成

5) 在宅緩和ケア連携体制の構築

- 人生の最終段階における医療・ケアを担う人材育成研修を開催し、在宅緩和ケア連携体制を構築する。

6) 終末期医療に対応した事業者の把握と整理

- 看取りを実施している事業所を把握し、情報共有する。

基本目標 2 認知症施策の推進（飯能市認知症施策推進計画）

【基本的な考え方】

国の推計では、2025年の認知症の人の数は65歳以上の5人に一人に当たるおよそ700万人で、本市の高齢者人口約25,000人から推計するとおよそ5,000人程度と推計され、高齢者人口の増加を背景に今後ますます認知症の人は増加していくものと予測されます。

今後増加する認知症の人に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうした中、認知症の人の尊厳を守ることや正しい理解の普及、バリアフリー化の推進などについて定めた認知症基本法が令和5年6月に制定されました。

今後とも、同法を踏まえながら、認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談窓口の周知、認知症の人の意思決定の支援、認知症の人本人からの発信の支援や、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進する必要があります。

また、若年性認知症を含む認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、チームオレンジ、自助グループ等の更なる質の向上や連携の強化を図る必要があります。

さらに、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築など、地域における支援体制の整備を推進する必要があります。

（1）認知症に関する正しい理解の促進

より多くの市民に認知症についての正しい知識と理解を持ってもらうとともに、地域や職場等で認知症の人や家族を支える手助けができるように認知症サポーター養成講座を実施し、世界アルツハイマー月間などの機会に、認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を継続的に推進していきます。

また、認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れを明示した「認知症ケアパス」の充実を図りながら、より多くの市民に啓発していくことに努め、早期からの適切な対応を包括的、継続的に実施する体制の構築を進めます。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ・認知症サポーター養成講座の実施に向けた企画 | 介護福祉課 地区行政センター・ 公民館 学校教育課 |
| ・世界アルツハイマー月間等における普及・啓発イベント等の開催 | 介護福祉課 |
| ・認知症ケアパスの定期的な更新（地域資源の変化等に対応） | 介護福祉課 |

基本目標 2 認知症施策の推進（飯能市認知症施策推進計画）

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第 9 期計画期間） | | |
|------------------------|---------|----------------|---------|---------|
| | 令和 4 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| 認知症サポーター養成講座養成数 | 582 人 | 700 人 | 800 人 | 900 人 |
| 認知症ケアパスの更新 | 更新 | 普及 | 見直し・検討 | 更新 |
| 認知症に関する相談窓口の認知度（ニーズ調査） | 27.8% | — | 50% | — |

（2）認知症予防と医療介護連携の推進

認知症予防には、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消を進めることや、それぞれが家庭や地域社会などで役割を果たしていくことで認知症の予防につなげることができるとされているため、それらを推進していくことが重要となります。

このことから、高齢者を対象に介護予防教室や住民主体の通いの場等を活用し、専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等）が出向き、健康教育や健康相談を実施し、認知症予防の推進に努めます。

また、予防から早期発見、早期支援に向け、専門職を含めた体制の強化を図ります。

認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が初期支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームの充実を図るとともに、需要の動向を踏まえ、チーム体制の強化に努めます。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|---------------------------------|-------|
| ・ 認知症予防教室の拡充 | 介護福祉課 |
| ・ 認知症初期集中支援チームに関する市民及び医療機関等への周知 | 介護福祉課 |
| ・ 支援件数の増加に応じた認知症初期集中支援チーム体制の強化 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|----------------------|-------|--------------|----------------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 認知症予防教室開催 | 2会場 | 4会場 | 4会場 | 4会場 |
| 認知症初期集中支援チームにおける支援件数 | 18件 | 増加 | 増加 | 増加 |
| 認知症初期集中支援チームの体制の強化 | 2チーム | 2チーム | 2チーム | 2チーム |
| | | | ※状況に応じて体制強化を検討 | |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|--------------------------|---|
| ①認知症初期集中支援チームと関係機関の連携の強化 | 1) 事例終結に関する情報の共有 2) 居宅介護支援事業所との連携の強化 |
| ①認知症初期集中支援チームと関係機関の連携の強化 | 1) 事例終結に関する情報の共有 ○認知症初期集中支援チームで対応した事例に対し、その後の各地域包括支援センターでの取組のモニタリング報告に加え、終結がどのようになされたのかを共有することで、さらなる地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームの連携強化、内容の充実に役立てる。 2) 居宅介護支援事業所との連携の強化 ○居宅介護支援事業所のケアマネジャーへ活用を推進していく。 ○ケアマネジャー対象に認知症初期集中支援チームについての研修を開催する。 ○訪問看護ステーションやデイケアなど関係機関との連携の強化 ○MCSの活用による関係機関との情報共有の推進 |

（3）相談体制の充実・介護者（家族）の支援の充実

①認知症地域支援推進員による認知症施策の推進

認知症の人やその家族からの相談に対応する「認知症地域支援推進員」のネットワークによって、認知症支援のための事業を企画・開発するとともに、各日常生活圏域において、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会、学校等と連携しながら地域の実情に応じた具体的な事業を実施します。

②認知症カフェ（ひだまりカフェ）等の充実

認知症の人やその家族等の支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して介護負担等の軽減を図り、相談を行える「集いの場」である認知症カフェ（ひだまりカフェ）や、認知症の人の家族の交流の場（ひだまりのつどい）に対して、今後とも運営に対する支援を行います。

③認知症の人が担い手として活躍できる地域づくり

地域共生社会の実現に向けて、認知症の人が地域の一員として社会に参加し、担い手として活躍できる地域づくりを進めます。

④チームオレンジが活躍できる仕組みづくり

「認知症サポーター養成講座」を受講して、地域で活動する意思のあるチームオレンジメンバーが日常生活の中で認知症の人を支援する際に、適切な対応ができ、地域の中で見守り活動など活躍できる環境づくりを進めます。

⑤地域における見守り体制の強化

認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域を実現するため、地域の協力を得ながら「ひとり歩きやさしい声かけ訓練（徘徊高齢者等SOS模擬訓練）」を実施します。また、地域住民や民生委員・児童委員、民間事業者などと地域連携を強め、様々な観点からの見守り体制づくりを行います。

【行政の取組】

| 取組内容 | | 所管課 |
|-------------------------|---|---|
| ①認知症地域支援推進員による認知症施策の推進 | ・ 認知症地域支援推進員連絡会の定期的開催 | 介護福祉課 |
| | ・ 認知症施策の検討・事業を企画・提案する機能の強化 | 介護福祉課 |
| | ・ 認知症施策とその他の施策における事業間連携の充実 | 介護福祉課 学校教育課 自治振興課 地区行政センター・公民館 |
| ②認知症カフェの充実 | ・ 認知症に関する身近な相談支援として認知症カフェの周知 | 介護福祉課 |
| | ・ ケアマネジャー等に地域支援としての認知症カフェの活用促進 | 介護福祉課 |
| | ・ 認知症カフェの運営充実及び新規カフェ立ち上げの支援 | 介護福祉課 |
| ③認知症の人が担い手として活躍できる地域づくり | ・ 認知症サポーターと認知症の人が一緒になって地域で活躍できる取組の企画・立案 | 介護福祉課 |
| ④チームオレンジが活躍できる仕組みづくり | ・ チームオレンジメンバーが地域で活躍できる場の創出 | 介護福祉課 |
| ⑤地域における見守り体制の強化 | ・ 「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」の普及啓発 | 介護福祉課 地区行政センター・公民館 |
| | ・ 徘徊高齢者を発見するためのGPS端末の導入による見守りの検討 | 介護福祉課 |
| | ・ おでかけ見守りシールの普及啓発 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | | |
|---------------------|----------|--------------|-----------|-----------|--|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 認知症カフェの数※ | 6か所 | 10か所 | 10か所 | 10か所 | |
| 認知症の人が地域で活躍できる取組の実施 | — | 企画・立案 | 実施 | 充実 | |
| ステップアップ講座実施回数 | 1回 9人 | 4回 40人 | 5回 50人 | 6回 60人 | |
| 「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」の実施 | 0か所 | 4か所 | 5か所 | 6か所 | |

※認知症カフェの数は、休止中を除く。

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|--|---|
| ①地域ぐるみの認知症支援体制の強化 | 1) 地域との連携によるステップアップ講座や「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」の実施 2) 小単位における認知症理解の促進 3) VR等を活用した認知症体験の検討 4) 見守りネットワークの充実強化 5) 民生委員・児童委員等との連携による認知症の人の把握の強化 6) 多機関・多職種連携による認知症の人への支援の強化 |
| <p>①地域ぐるみの認知症支援体制の強化</p> <p>1) 地域との連携によるステップアップ講座や「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」の実施 ○地域の関係団体やチームオレンジと協働して、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」を実施する。</p> <p>2) 小単位における認知症理解の促進 ○認知症への理解を広げるための普及啓発の取組を小単位できめ細かく行い、そのためにもチームオレンジのメンバーの充実を図り、協働する。</p> <p>3) VR等を活用した認知症体験の検討 ○認知症について、VRなどを活用し、認知症体験などを取り入れることで、広い年代層に理解してもらえよう取組方法を検討し実践する。</p> <p>4) 見守りネットワークの充実強化 ○認知症の人への対応として、引き続き、店や銀行、民生委員・児童委員、地域住民、学校、放課後活動など、見守りネットワークの充実強化、地域づくりをしていく。 ○認知症早期発見支援体制に向けて地域の世話役さんとの連携継続</p> <p>5) 民生委員・児童委員等との連携による認知症の人の把握の強化 ○民生委員・児童委員等から孤立している認知症の人の情報を得て支援につなげる</p> <p>6) 多機関・多職種連携による認知症の人への支援の強化 ○認知症地域支援推進員だけでなく、認知症については、全職種、専門職が一丸となって取り組む認識を持っていくことが重要 ○より多くの方々に事業に参加してもらい、認知症に関しての知識を深めてもらう。</p> | |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | | 計画 | |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ステップアップ講座から「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」につなげる | — | 4回 | 4回 | 4回 |
| ステップアップ講座 | 1回 | 4回 | 4回 | 4回 |
| 「ひとり歩き声かけ訓練」 | — | 4回 | 4回 | 4回 |

（４）若年性認知症の人への支援の充実

いわゆる現役世代が発症する若年性認知症に対する認識は不足している状況にあり、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されています。そのため、埼玉県若年性認知症支援コーディネーターや医療機関、企業等と連携し、若年性認知症自立支援ネットワークの構築を推進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|---------------------------------|-------|
| ・埼玉県等との連携による対象者の把握 | 介護福祉課 |
| ・民間企業に対し、若年性認知症に関する普及啓発 | 介護福祉課 |
| ・関係課と連携した若年性認知症の人の居場所・活動の場作りの検討 | 介護福祉課 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|------------------|---|
| ①若年性認知症の人への支援の強化 | 1) 関係機関・組織等との連携による若年性認知症の早期把握 2) 認知症に関する情報提供 3) 認知症に関する活動団体・事業者への権利擁護意識の向上 4) 若年性認知症の家族支援の充実 |
| ①若年性認知症の人への支援の強化 | 1) 関係機関・組織等との連携による若年性認知症の早期把握 <ul style="list-style-type: none"> ○保健センターとの連携を強化し実態把握に努める。 ○精神科のある医療機関の精神保健福祉士との定期的な会議の開催で、関係性を構築 ○すこやか福祉相談センターとの情報共有、連携、関係性の構築 ○警察との情報共有、連携。早めの情報提供につなげる。 ○企業、産業医との連携 ○企業向けの認知症サポーター養成講座の開催（重要） ○認知症と家族の会との連携は、家族からの情報聞き取り調査の実施。 2) 認知症に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○SNSなどでひだまりカフェなど情報提供。具体的に進める。 ○若い世代への情報提供の方法を検討する。 3) 認知症に関する活動団体・事業者への権利擁護意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○認知症をテーマとする活動や事業において、判断能力の低下が伴う認知症の課題解決のための権利擁護。（任意後見制度や法定後見制度、身元保証制度など）本人の生活を継続するための手段、身上保護を目的とする方法があることを知ってもらう機会を意識的に作る。 4) 若年性認知症の家族支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症の家族支援を充実させる。 |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 若年のつどい飯能の開催 | 1回 | 2回 | 2回 | 2回 |

基本目標3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

【基本的な考え方】

高齢者の活動的な状態を維持するために、身近な場所で実施できる「むーまいきいき体操」のサポーター（かがやきサポーター）のさらなる養成により、市全域に立ち上げます。

要介護状態やフレイル^{※1}状態に陥りやすい高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健事業から介護予防事業と切れ目のない包括的な支援を行います。

また、自立支援・重度化防止の観点から、保健、医療、福祉、介護等のサービスを包括的かつ継続的に提供するために、自立支援型地域ケア会議を行うことで、多職種によるケース検討を通して個別課題の検討を行い、地域での高齢者を取り巻く状況について情報の共有と課題及び対策についての検討と必要な社会資源の開発などに取り組みます。

(1) 介護予防事業の推進

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健事業から介護予防事業と切れ目のない包括的な支援を関係各課や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職と連携しながら実施します。

②介護予防把握事業

見守り活動など地域の実情に応じて収集した情報等や、地域包括支援センターによる介護予防の集いの場等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者等を把握し、介護予防への意識づけや必要な医療・介護サービスの提供を行います。

また、データの利活用に当たって個人情報取り扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備を進めます。

^{※1} 「フレイル」とは、要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすい状態のことです。

【行政の取組】

| 取組内容 | | 所管課 |
|-----------------------|--|-----------------|
| ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 | ・健康診査未受診かつ医療機関未受診者の健康状態の把握 | 介護福祉課 保険年金課 |
| | ・専門職（保健師・管理栄養士・歯科衛生士等）による個別課題に応じた機能改善のための個別指導（低栄養、口腔機能等） | 介護福祉課 保険年金課 |
| | ・介護予防教室や通いの場等における生活習慣病予防やフレイル予防についての啓発 | 介護福祉課 保険年金課 |
| | ・健康診査、がん検診、特定保健指導、健康相談等による疾病の予防、早期発見及び重症化予防 | 保険年金課 保健センター |
| | ・こころの健康づくりの推進 | 介護福祉課 保健センター |
| ②介護予防把握事業 | ・後期高齢者医療部門との連携による介護リスクの把握 | 介護福祉課 |
| | ・地域包括支援センターと連携し、保健師による要介護認定未更新者への訪問 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|---------------------------|------------------------------|--------------|-------------|--------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ハイリスク者及び健康不明者等で支援できたものの割合 | 口腔 63% 栄養 95% 健康不明 42% | 前年比増 | 前年比増 | 前年比増 |
| 介護予防教室等での健康教育の実施回数 | 54回 | 増加 | 増加 | 増加 |
| 65歳健康寿命※1 | 男性 18.5年 女性 21.0年 | 延伸 | 延伸 | 延伸 |
| 65歳要介護期間※1 | 男性 1.6年 女性 3.3年 | 短縮 | 短縮 | 短縮 |
| 介護予防事業の実施状況の把握と方向性の検討 | — | 介護予防事業実施の把握 | 介護予防事業実施の把握 | 方向性の検討 |

※1 「65歳健康寿命」について、埼玉県は独自に指標を定義しており、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。また、平均寿命から健康寿命を差し引いた期間を「要介護期間」としています。いずれも数値は埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」によるもので、令和3年の数値です。

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|----------|---|
| ①介護予防の推進 | 1) 介護予防事業の評価と、結果を基にした必要な資源の創作 2) 参加者や担い手の発掘などサークル等の後方支援 |
| ①介護予防の推進 | <p>1) 介護予防事業の評価と、結果を基にした必要な資源の創作</p> <ul style="list-style-type: none"> ○げんきかや、むーまいきいき体操、高齢者サークル等の参加者へアンケートの実施。アンケート内容の検討を進め評価を行い、事業への反映を図る。 ○むーまいきいき体操、介護予防サークルの参加メンバーが取組前に比べ『健康』『幸福』に変化があるか、アンケートで調査し、評価する。 ○介護予防サークルやむーまいきいき体操に参加している高齢者に対して「高齢者の健康と活動に関するアンケート」を実施する。 ○アンケートを集計し、自主的な活動が介護予防に役立っているか検証する。 ○特定高齢者に、運動の場へ参加勧奨し、メンバーを増やし、評価対象者を増やす。 <p>2) 参加者や担い手の発掘などサークル等の後方支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的にサークル等へ訪問し、状況把握。 |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①1) 介護予防事業の評価と、結果を基に必要な資源の創作 | — | 実施 | 実施 | 実施 |
| ①2) 参加者や担い手の発掘などサークル等の後方支援 | — | 実施 | 実施 | 実施 |

(2) 地域における介護予防活動の促進

①介護予防普及・啓発事業

介護予防の必要性や重要性を市民に周知するため、リーフレット配布やポスター掲示を行うとともに、講座や講演会等を実施します。

②介護予防に関する人材の育成と自主的な活動の強化

介護予防に関するサポーター等の人材を育成するための養成講座（かがやきサポーター養成講座等を継続して実施します。また、高齢者が地域の担い手として活躍できる環境づくりを進めながら、むーまいきいき体操など自主的な介護予防活動の普及に努めます。

③リハビリテーション専門職による介護予防活動の促進

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職による支援を促進します。

【行政の取組】

| | 取組内容 | 所管課 |
|------------------------------------|---|------------------------------------|
| ①介護予防普及・啓発事業 | ・介護予防に関する講演会等の開催 | 介護福祉課 |
| ②介護予防に関する人材の育成と自主的な活動の強化 | ・かがやきサポーター養成講座、ごきげん体操普及講座、健口（けんこう）体操普及講座、ごきげん筋トレ講座及びコミュニケーションパートナー養成講座の継続実施 | 介護福祉課 |
| | ・各種講座の役割や修了者が活動できる場の明確化及び、体系的な人材養成の体制の整備 | 介護福祉課 |
| | ・「むーまいきいき体操」の普及・促進 | 介護福祉課 |
| | ・総合事業等の担い手確保に関する取組としてボランティアポイント制度 ^{※1} 導入等の研究 | 介護福祉課 |
| | ・地区行政センター等における高齢者の生きがいづくりや介護予防、健康づくりに関する事業の実施 | 介護福祉課 地区行政センター・ 公民館 生涯学習課 |
| ・自治会との連携による介護予防事業や認知症サポーター養成講座等の開催 | 介護福祉課 自治振興課 地区行政センター・ 公民館 | |
| ③リハビリテーション専門職による介護予防活動の促進 | ・地域における通いの場や自主的な介護予防活動に対して、介護予防に関する各種講座に専門職を派遣する。 | 介護福祉課 |

※1 「ボランティアポイント制度」とは、介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて換金等を行うことにより、実質的に介護保険料の負担を軽減することができる制度のことです。

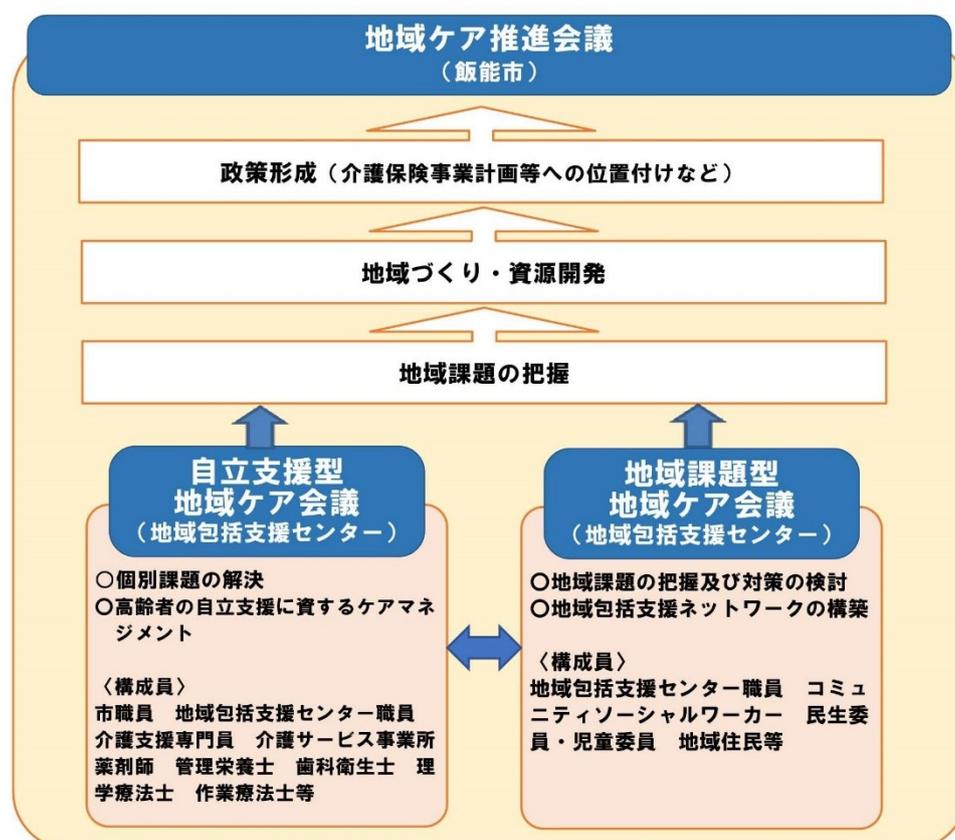
【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|--------------------------|-------|--------------|------------------------------------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 通いの場に参加する高齢者の割合（ニーズ調査） | 5.4% | — | 8% ^{※1} アンケート調査により把握する | — |
| 各種講座 ^{※2} の受講者数 | 140人 | 150人 | 160人 | 170人 |
| むーまいいきいき体操実施箇所数 | 31か所 | 40か所 | 45か所 | 50か所 |
| 地域における通いの場や講座等への専門職派遣数 | 3件 | 5件 | 7件 | 10件 |

（3）地域ケア会議の充実

市と地域包括支援センターが連携し、個別事例の検討を通じて、高齢者個人の生活課題に対してその背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを行います。

また、これらの積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や自立支援・重度化防止に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげます。



※1 通いの場に参加する高齢者の割合について、国は、令和7年度までに8%を目標としています。

※2 「各種講座」とは、かがやきサポーター養成講座等、介護予防に関するサポーター等の人材を育成するための養成講座を指します。

基本目標 4 日常生活を支援する体制の強化

【基本的な考え方】

複合的で複雑な支援ニーズに対応するため、各圏域において多機関の協働により包括的な支援体制を強化する必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な介護予防・生活支援サービスを整備していくため、協議体において地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、公的なサービスのほか、民間企業、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の介護予防・生活支援サービスを担う事業主体の支援の充実・強化を図る必要があります。

地域包括ケアシステムにおいては、それぞれの生活のニーズに合った住まいが確保されることが基礎となることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいが、適切に供給されるよう努める必要があります。

その際、地域における関係機関・団体との連携を強化し、高齢者向け住まいに入居する高齢者が、地域社会に参加しながら生きがいある生活を営むことができる環境の整備を進める必要があります。

(1) 包括的な支援体制の整備

①包括的な相談支援体制の整備

複合的で複雑な支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わず対応（支援）できる様々な専門分野のネットワークを整備し、多機関の協働により包括的な相談支援体制を整備します。

また、地域包括支援センターにおける総合相談業務や介護予防支援業務に関する国の負担軽減方針については、居宅介護支援事業所と連携しつつ検討します。

②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による活動の充実

高齢者の生活支援体制を強化するため、各日常生活圏域において、生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に活動の充実を図ります。

③見守り・支援のためのネットワークの整備と強化

身近な地域において、近隣住民による見守りが自然にでき、日常的に民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、自治会等が情報を共有して、互いに連携しながら要援護者等に対応できるよう、ネットワークの整備と強化を図ります。

【行政の取組】

| 取組内容 | | 所管課 |
|----------------------------------|---|--|
| ①包括的な相談支援体制の整備 | ・高齢、障害、子ども及び生活困窮など各分野における相互の連携を強化し、包括的な相談支援体制の強化を図る。 | 介護福祉課 地域福祉課 生活福祉課 障害福祉課 子ども支援課 関係各課 |
| ②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による活動の充実 | ・生活支援コーディネーターの各日常圏域への配置 | 介護福祉課 |
| | ・生活支援コーディネーターの資質向上のための研修会等の実施 | 介護福祉課 |
| ③見守り・支援のための地域連携ネットワークの整備と強化 | ・日常生活圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、自治会等が協議しながら対応を行う体制づくりの促進 | 介護福祉課 地域福祉課 自治振興課 |
| | ・移動販売や宅配など民間事業者との連携による見守りの推進 | 介護福祉課 地域福祉課 |
| | ・静かな見守りから必要に応じて個別の支援の実施など、レベルに応じた見守りの体系化と役割分担の検討 | 介護福祉課 地域福祉課 |
| | ・地域包括支援センターとの連携の強化 | 介護福祉課 自治振興課 地区行政センター・公民館 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | | |
|-----------------------------|-------|--------------|-------|-------|--|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 高齢者による地域包括支援センターの認知度（ニーズ調査） | 47.8% | — | 80% | — | |
| 閉じこもり傾向にある高齢者の割合（ニーズ調査） | 15.4% | — | 8%未満 | — | |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|-------------------------------|---|
| ①市全体としての包括的な支援体制の構築 | 1) 地区の特性に合った重層的支援体制の構築 2) 他機関との連携の強化 3) 居宅介護支援事業所を活用した総合相談体制の検討 |
| ②地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの強化 | 1) デジタル化及びAIの活用による機能の強化 2) 見守り・支援活動の充実 |
| ③地域包括支援センターと地域における活動団体との連携の強化 | 1) 自治会の会議や行事等への参加 2) 地域課題型地域ケア会議を通じた自治会等との連携 |
| ④地域における多職種連携の推進 | 1) 相談支援者地域連携会議の拡充 2) 多職種連携による出張型相談会の拡充 |

①市全体としての包括的な支援体制の構築

1) 地区の特性に合った重層的支援体制の構築

- 全市一律で行う相談窓口の開設ではなく、真にニーズに即した、効果的な重層支援につながる仕組みづくりを行う。
- 第2層協議体を継続的に定期開催することで連携を図る。
- 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、すこやか福祉相談センター、保健センター、こども支援課など関係機関等との連携を強化する。

2) 他機関との連携の強化

- すこやか福祉相談センター等との連携を強化する。
- 警察等との連携強化により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する。

3) 居宅介護支援事業所を活用した総合相談体制の検討

- 令和6年度の介護保険法改正を踏まえて総合相談の体制強化を検討する（総合相談支援業務の居宅介護支援事業所等への委託など）。

②地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの強化

1) デジタル化及びAIの活用

- 地域包括支援センター等の機能強化の方策として、業務の効率化のための、AIの活用やタブレットの活用について検討する。個人情報に対しては、セキュリティの課題にも対応する。
- その他、行政窓口での手続が必要となる申請等のデジタル化など導入を検討する。

2) 見守り・支援活動の充実

- 各地域の実情に合わせた運営を推進して、そこでの課題を第1層協議体につなげる。
- 地域の会議（集まり）での情報を共有する。

③地域包括支援センターと地域における活動団体との連携の強化

1) 自治会の会議や行事等への参加

- 自治会との顔の見える関係を築くため、コミュニティソーシャルワーカーと連携し、必要に応じて自治会の会議や行事等に参加する。

2) 地域課題型地域ケア会議を通じた自治会等との連携

- 地域課題型地域ケア会議を通して、自治会等との連携を図り、地域ごとの課題を検討していく。

④地域における多職種連携の推進

1) 相談支援者地域連携会議の拡充

- 地域包括支援センター、すこやか福祉相談センター、保健センター、コミュニティソーシャルワーカー等と連携して定期開催。（再掲1）
- 未実施地区での相談支援者地域連携会議の開催に向け、関連する専門職へ働きかける。
- コミュニティソーシャルワーカーとの連携を図り、住民ニーズを掘り起こし、必要な具体策を検討していく

2) 多職種連携による出張型相談会の拡充

- 吾野、東吾野地区における多職種連携の出張型の福祉相談会について、改善を図る。
- 出張型の福祉相談会を各地区で開催できるように準備する。
- 今後どの地域で開催する必要があるかを検討する。

基本目標 4 日常生活を支援する体制の強化

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和 4 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| ③ 1) 自治会の定例会議等への参加 | — | 4 回 | 4 回 | 4 回 |
| ④ 2) 出張型福祉相談会 | 2 回 | 8 回 | 10 回 | 12 回 |
| ④ 2) 在宅介護支援センターによる定期訪問 | 68 件 | 70 件 | 70 件 | 70 件 |
| ④ 2) 相談支援者地域連携会議等の開催地区 | 7 地区で開催 | 9 地区 | 11 地区 | 13 地区 |

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

要支援者等に対して、訪問型サービス、通所型サービスのうち市が定めるサービスを提供します。

介護予防については、介護予防ケアマネジメントと連動した短期集中サービス（通所型サービスC）を利用して、短期間で機能を回復し、社会参加を促進することを目指し、地域の実情に即した多様なサービス提供体制の構築を目指します。

①訪問型サービスの充実

現行の訪問型サービスとして事業者指定によるサービス（訪問型独自サービス）を実施するとともに、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）の充実、住民主体によるサービス（訪問型サービスB）、移動支援などの充実を図ります。

②通所型サービスの充実

現行の通所型サービスとして事業者指定によるサービス（通所型独自サービス）を実施するとともに、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）の充実、短期集中サービス（通所型サービスC）などの充実を図ります。

③その他の生活支援サービスの充実

住民ボランティア等が行う見守り、訪問型、通所型に準じる自立支援に資する生活支援などを検討します。

④介護予防ケアマネジメントの充実

要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な助言を行います。

また、今後、件数の増加が予想される中で、要支援者等への支援内容の質の維持・向上を目指し、効率的なマネジメント業務に努めます。

【行政の取組】

| 取組内容 | | 所管課 |
|------------------|---|----------------|
| ①訪問型サービスの充実 | ・サービス事業所の事業による円滑な利用調整を支援するため、情報提供、研修の充実 | 介護福祉課 |
| | ・事業所との情報交換を図り、緩和サービスの内容や加算要件について検討 | 介護福祉課 |
| | ・各地区の第2層協議体における生活支援サービスの開発への支援 | 介護福祉課 |
| | ・訪問型サービスDの検討 | 介護福祉課 交通政策課 |
| ②通所型サービスの充実 | ・サービス事業所の事業による円滑な利用調整を支援するため、情報提供・研修の充実 | 介護福祉課 |
| | ・事業所との情報交換を図り、緩和サービスの内容や加算要件について検討 | 介護福祉課 |
| | ・短期集中のリハビリテーションサービスを提供する通所型サービスC及びサービス修了者が継続して参加できる受け皿の整備 | 介護福祉課 |
| ③その他の生活支援サービスの充実 | ・第1層協議体において新たな生活支援サービスの検討 | 介護福祉課 |
| ④介護予防ケアマネジメントの充実 | ・ケアマネジメントの質の向上を図る研修会の開催 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|-------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 住民主体による訪問型サービスを実施している圏域 | 7圏域 (9団体) | 増加 | 増加 | 増加 |
| 住民主体による通所型サービスを実施している圏域 | — | 1圏域以上 | 増加 | 増加 |
| 介護予防ケアマネジメント実施件数 | 3,291件 | 3,400件 | 3,500件 | 3,600件 |
| 介護支援専門員協議会による研修会の開催回数 | 9回 (事例検討会含む) | 10回 (事例検討会含む) | 10回 (事例検討会含む) | 10回 (事例検討会含む) |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|--|--|
| ①生活支援サービス及び人材の育成・確保に対する支援の充実 | 1) 生活支援コーディネーターによる地域支援の実施 2) 介護予防サポーターとの連携・協働による「ふくしの森リーダー」の人材の確保 3) 地域資源管理システムの充実、拡大 4) 住民主体型通所サービス（身近なサロン）づくりの促進 5) 社会福祉法人による支援の促進 |
| ②情報共有体制の強化 | 1) 専門職への地域資源管理システムの普及 2) 市民への地域資源管理システムの普及 3) 居宅介護支援事業所等への地域資源管理システムの普及 4) 地域資源管理システムを活用した勉強会や介護予防の推進 |
| ③サロン等への移動手段の確保 | 1) 移動手段確保に向けた仕組みの開発 2) 有償ボランティア等による送迎の促進 |
| <p>①生活支援サービス及び人材の育成・確保に対する支援の充実</p> <p>1) 生活支援コーディネーターによる地域支援の実施 ○生活支援コーディネーターによる地域支援（技術的支援、情報支援）を行う。</p> <p>2) 介護予防サポーターとの連携・協働による「ふくしの森リーダー」の人材の確保 ○地域活動に中心的に取り組む「ふくしの森リーダー」について、介護予防サポーターとの連携・協働による養成を行う。 ○ふくしの森リーダーに関する広報活動の実施。 ○住民主体による生活支援サービスについて市民全体への周知。 ○育成確保について定期的に研修を開催。興味ある方を確保。</p> <p>3) 地域資源管理システムの充実、拡大 ○社会資源への関わり状況について随時更新を図るとともに、誰もが必要な情報にたどり着くことのできるページを作成する。 ○地域資源管理システムに掲載する情報の充実させるとともに、広く市民が閲覧できるようにしていく。</p> <p>4) 住民主体型通所サービス（身近なサロン）づくりの促進 ○地域住民の希望する通所サービスとはどういったものなのか、サロン等に出向いて情報を収集する。 ○住民主体の通所サービスを推進し身近な場に集まる所を開所することができるようにすすめていく。 ○新たな住民主体型通所サービス（サロン）づくりへの支援・協力</p> <p>5) 社会福祉法人による支援の促進 ○地域の社会福祉法人に働きかけ、人材の提供と社会資源の提供</p> <p>②情報共有体制の強化</p> <p>1) 専門職への地域資源管理システムの普及 ○地域包括支援センター、在宅介護支援センターの職員はもとより、居宅介護支援専門員など専門職に対する地域資源管理システムの普及を図る。</p> <p>2) 市民への地域資源管理システムの普及 ○地域資源管理システムが市民も使えるシステムになることを願い、高齢者も使いやすいツールにすることで、ボランティア活動や助け合いの活動に、協力者として積極的に参加できる場を広げ、生きがいを支援する。 ○地域資源管理システムの活用方法を社協、住民代表、包括で検討する場を設ける。</p> <p>3) 居宅介護支援事業所等への地域資源管理システムの普及 ○地域資源管理システムの情報更新。居宅への啓発 ○介護保険以外の市の取組の充実</p> <p>4) 地域資源管理システムを活用した勉強会や介護予防の推進 ○介護予防事業の推進につなげる。</p> | |

③サロン等への移動手段の確保

1) 移動手段確保に向けた仕組みの開発

- 社会福祉法人等による地域貢献として、サービス提供事業所で管理する車両を有効活用し、公共の交通機関に加え、補完的に不足する地域や個別のニーズに対応できる移動手段の充実のための仕組みについて検討する。
- 乗合ワゴンが走る圏域において、必要とする人々に情報が届くよう周知を継続するとともに、より良いものにするために住民の声を吸い上げ、担当課に要望を届けることにより、有効活用につなげ充実に図る。

2) 有償ボランティア等による送迎の促進

- 有償ボランティアで普段受診同行している機関に協力を仰ぎ、送迎の打診。
- サロンとボランティアの間に入り、情報提供や調整をする。

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|---------------------------------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①4) 生活支援サービスとして住民主体型通所サービスを開所する | 0か所 | 2か所 | 4か所 | 8か所 |
| ②地域資源管理システムの充実、拡大 | — | 関係機関への公開 | 充実 | 充実 |
| ②地域資源管理システムの資源情報について最新のものに更新 | — | 1回 | 1回 | 2回 |
| ②地域資源管理システムの勉強会 | — | 1回 | 1回 | 1回 |

(3) 生活支援体制整備事業の充実

①協議体^{※1}の運営の充実

第1層協議体の充実を図るとともに、各日常生活圏域内に介護予防・生活支援サービスに係る第2層協議体の充実を図り、市が主体となって、NPO法人、民間企業、ボランティアグループ、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う多様な関係団体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | | 所管課 |
|------------|---|-------|
| ①協議体の運営の充実 | ・第1層協議体の機能の充実（他の協議体等との連携のあり方など） | 介護福祉課 |
| | ・全ての日常生活圏域（13圏域）への第2層協議体の充実 | 介護福祉課 |
| | ・訪問サービス、通所サービスなど住民主体による生活支援サービス及び人材の育成・確保に対する支援 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|--------------------------|-------|--------------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 住民主体による生活支援サービスを運営している圏域 | 7圏域 | 増加 | 増加 | 増加 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|--|
| ①協議体の機能の強化 | 1) 第2層協議体の充実 2) 第1層協議体における課題検討 3) 活動団体の継続性を支援する体制の整備 |
| ①協議体の機能の強化 1) 第2層協議体の充実 ○各圏域ごとに第2層協議体での検討を重ね、既存の資源の充実や必要に応じて新たな資源の創出を進める。 ○各地域の課題について第2層協議体で検討してもらえるよう働きかける。 ○情報収集（共有）したことを地域包括に報告する。 2) 第1層協議体における課題検討 ○第2層協議体での共通課題（飯能市全域の課題）を第1層協議体へ提供し、取組内容について検討する。 3) 活動団体の継続性を支援する体制の整備 ○地域資源の開発に加え、これまで活動をしてきた団体が持続可能となるように、支援の充実と団体間で補完、協力体制を作るためのネットワークづくりを進める | |

※1 「協議体」とは、介護保険法が定める生活支援体制整備事業に基づき設置するもので、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進するための取組です。協議体には市全域を対象とする第1層協議体と、日常生活圏域ごとに設置する第2層協議体があります。

(4) 地域密着型サービスの強化【新規】

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護の地域密着型サービスの基盤の強化に努めます。

また、埼玉県と連携を図りながら、特定の事前同意による広域利用等について検討していきます。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-------------------------|-------|
| ・地域密着型サービスを提供する事業者の参入促進 | 介護福祉課 |

(5) 介護に取り組む家族等（ケアラー）への支援の充実【新規】

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられる社会を実現するため、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ります。また、地域包括支援センターや多機関・多職種の連携によって、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めます。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-----------------------|-------|
| ・働く家族等に対する相談・支援 | 介護福祉課 |
| ・介護に取り組む家族等（ケアラー）への支援 | 介護福祉課 |

【関係機関の取組】

| 取組内容 | |
|---|---|
| ①ケアラー支援の強化 | 1) 介護者の負担の軽減や孤立化の防止 2) 重層的支援体制、ワンストップ窓口の強化 3) 出張型相談会の開催 |
| ①ケアラー支援の強化 | |
| 1) 介護者の負担の軽減や孤立化の防止 ○介護技術や知識の普及を図ることで介護者の負担軽減や孤立化を防ぐ ○電子申請などデジタル技術の活用促進に向けた検討 | |
| 2) 重層的支援体制、ワンストップ窓口の強化 ○アウトリーチによる相談支援 | |
| 3) 出張型相談会の開催 ○地域包括支援センター、すこやか福祉相談センター、保健センター、コミュニティソーシャルワーカー等と連携して出張型相談会の定期開催。 | |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①3) 出張型相談会の開催 | — | 12回 | 12回 | 12回 |

(6) 山間地域^{※1}の高齢者等がサービスを利用しやすい環境づくり

介護サービス事業者及び医療機関等の協力を得ながら、山間地域の高齢者等が医療・介護サービスを利用できるよう、サービス基盤強化について中長期的な視点から検討します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|----------------------------|-------|
| ・地域ケア推進会議における継続的な検討 | 介護福祉課 |
| ・身近なサービスとして地域密着型サービスの基盤の強化 | 介護福祉課 |
| ・山間地域における訪問看護の基盤強化 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|-----------------------------|-------|--------------|------------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 山間地域のサービス基盤の充足状況（ケアマネジャー調査） | — | — | アンケート調査の実施 | — |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|-------------------------------------|--|
| ①山間地域の高齢者が医療・介護サービスを受けやすくなる方策に関する検討 | 1) 山間地域における実態の把握 2) 医療職との問題意識や情報の共有 3) 山間地域に対応した事業所の把握 4) リモート診療の普及 |
| ①山間地域の高齢者が医療・介護サービスを受けやすくなる方策に関する検討 | 1) 山間地域における実態の把握 ○過疎対策、へき地医療体制についての明確化 ○山間地域の実態を把握し今後の支援体制を行政と協議していく。 ○ICTの活用による実態の把握 2) 医療職との問題意識や情報の共有 ○医療職の職種会議などで在宅医療連携拠点はほんのうと情報共有。 ○ケアマネジャーの現状を伝えていく。 ○訪問看護などの医療連携を進める。 ○専門職として知り得た情報を共有する。 3) 山間地域に対応した事業所の把握 ○他市でも受けてくれる事業所のピックアップ。 4) リモート診療の普及 ○中長期的な視点から普及の促進を図る。 |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①②山間地の医療についての話し合い | 0回 | 3回 | 3回 | 3回 |

※1 この計画において山間地域とは、南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区及び名栗地区をいいます。

(7) 福祉人材の確保及び資質向上【新規】

ケアマネジャーを始めとする介護サービス等に携わる人材の確保や資質の向上を図るため、地域の関係機関等と連携し、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備やキャリアパスの支援等に努めるとともに、子育てを終えた経験者や他業種からの新規参入を促進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-------------------------------|-------|
| ・ケアマネジメントの質の向上を図る研修会の開催 | 介護福祉課 |
| ・処遇困難ケースへの対応への支援 | 介護福祉課 |
| ・キャリアパス支援策の検討 | 介護福祉課 |
| ・子育てを終えた経験者などに届く PR | 介護福祉課 |
| ・新規就業や他作業種からの参入に向けた合同就職説明会の開催 | 介護福祉課 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|----------------------|--|
| ①ケアマネジャーの確保及び支援体制の強化 | 1) ケアマネジャーの確保に向けた検討 2) ケアマネジャーが働きやすい環境づくり 3) ケアマネジャーの事務的負担の軽減に向けた検討 4) セルフプランの普及啓発と活用の促進 |
| ①ケアマネジャーの確保及び支援体制の強化 | 1) ケアマネジャーの確保に向けた検討 ○ケアマネジャーの人材確保に向けた話し合いを行っていく。 2) ケアマネジャーが働きやすい環境づくり ○ケアマネジャーが働きやすい環境づくりを行っていく。 ○ケアマネジャーの魅力ある仕事を若い人にPRする ○更新費用の補助の検討 ○市としてケアマネジャーへの手当支給の検討 ○インフォーマルサービスに関する情報提供の実施 ○事業所同士が情報共有ができる環境整備の継続 ○事例検討会の開催 3) ケアマネジャーの事務的負担の軽減に向けた検討 ○ケアマネジャーが抱える困難ケースなどにおいて、市や地域包括支援センターが連携できる体制の強化を図る。 ※ケアマネジャーの確保に向けた検討については、更新研修の煩雑さにより更新をしない方もいる。研修が必要なのは理解できるが、提出書類が多すぎるとの声が聞こえる。 4) セルフプランの普及啓発と活用の促進 ○ケアマネジャーの不足への対応として、セルフプランの普及啓発と活用の充実は職種でも取り組む。 |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | | 計画 | |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①1) ケアマネジャーの人材確保に向けた話し合い | — | 2回 | 2回 | 2回 |

(8) 高齢者の安定的な居住への支援

地域包括ケアシステムの実現に向けては、それぞれの生活のニーズに合った住まいが確保されたうえで、医療・保健・介護などのサービスが提供されることが前提となります。

そのため、個人の持ち家等に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給され、高齢者が地域社会に参加しながら生きがいある生活を営むことができる環境の整備を進めます。

①サービス付き高齢者向け住宅等の住み替えの場の充実

特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護など、介護保険サービス及び地域密着型サービスにおける居住系サービス基盤の充実に努めます。

また、令和4年度末現在、住宅型有料老人ホームは1施設（定員9人）及びサービス付き高齢者向け住宅は2施設（定員計40人）が立地し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。今後とも県及び関係各課との連携により、設置状況等必要な情報の把握を行いながら質の確保に努めます。

②入居しやすい賃貸住宅等の確保支援

居住支援法人制度や住宅確保要配慮者向け住宅登録制度（セーフティネット住宅）など、当該法人との連携等により制度の周知・活用を図ります。

③空き家バンクの周知

高齢者の多様なニーズに対応するため、空き家バンクの登録情報を提供します。

④地域の一員として生活できるための支援

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に居住する高齢者が孤立することなく、地域に参加しながら生きがいのある生活を送れるようにするため、地域住民との関わりや地域活動への参加の促進に努めます。

【行政の取組】

| 取組内容 | | 所管課 |
|---------------------------|--|----------------------------------|
| ①サービス付き高齢者向け住宅等の住み替えの場の充実 | ・県や関係各課との連携によるサービス付き高齢者向け住宅等に関する情報の把握と質の確保 | 介護福祉課 |
| ②入居しやすい賃貸住宅等の確保支援 | ・居住支援法人制度や住宅確保要配慮者向け住宅登録制度（セーフティネット住宅）の周知・活用 | 介護福祉課 障害福祉課 |
| ③空き家バンクの周知 | ・空き家バンクの登録情報の提供 | 建築課 |
| ④地域の一員として生活できるための支援 | ・有料老人ホーム等における地域活動への参加促進 | 介護福祉課 地域福祉課 障害福祉課 自治振興課 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| ① 高齢者住宅等の入居者と地域との関わりの促進 | 1) 高齢者住宅管理者との関係づくり 2) 高齢者住宅等の入居者の地域参加の促進 3) 高齢者の住宅等に関する支援 |
| ① 高齢者住宅等の入居者と地域との関わりの促進 | |
| 1) 高齢者住宅管理者等との関係づくり | |
| ○高齢者住宅の管理者と顔の見える関係性を築く。 | |
| ○高齢者住宅入居者への事業参加の呼びかけ | |
| 2) 高齢者住宅入居者の地域参加の促進 | |
| ○高齢者住宅等の入居者への事業参加の呼びかけ、情報提供 | |
| ○高齢者住宅等と連携して必要な情報共有を図る。 | |
| ○各種事業やイベント等の情報提供を積極的に行う。 | |
| ○高齢者住宅等への定期訪問の実施。必要に応じ介護予防事業（げんきかや）の提案を行う。 | |
| ○高齢者住宅等に入居する高齢者が地域で役割を持ち、社会との関わり持てるよう努める。 | |
| 3) 高齢者の住宅等に関する支援 | |
| ○ペット飼育問題など、高齢者が直面する住宅に関する課題について、関係する機関で課題解決に向けた検討を行う。 | |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | 計画 | | |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ① 1) 高齢者住宅等の入居者への事業参加の呼びかけ、情報提供 | — | 実施 | 実施 | 実施 |
| ① 2) 介護予防事業（げんきかや）やサロンの提案 | 10件 | 10件 | 10件 | 10件 |

基本目標 5 社会参加、生きがいある地域づくりの推進

【基本的な考え方】

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、高齢者の社会活動や生涯学習活動について、生きがいづくり、仲間づくり、介護予防、健康づくりなど多様な視点からの取組が求められています。

また、高齢者が地域における住民同士の交流や、生活支援・見守りなど支え合い活動の担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に進める視点が大切です。

一方、定年制度や継続雇用制度など、高年齢者の雇用・就業機会が多様化する中、高年齢者の多様な雇用・就業ニーズに応えることが求められています。

(1) 生涯学習活動の推進

高齢者の地域活動や生涯学習活動が多様化する一方、活動団体の高齢化や担い手不足などが顕在化し大きな課題となっており、多様な学習、活動機会の提供のほか、積極的な情報発信などにより、参加者、担い手の増加や多世代間の交流などを推進します。また、老人福祉センターにおける自主的活動のサークル化や地区行政センター（公民館）との連携などを推進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|---------------------------------|-------|
| ・駿河台大学公開講座や出前講座の開催と内容の充実 | 生涯学習課 |
| ・「飯能市民美術展」への出展や「文藝飯能」への投稿を促進する。 | 生涯学習課 |

(2) 地域活動・地域交流の支援

福祉センターを拠点とした活動、サークル化支援を行います。

また、各地区における住民支え合い活動や地域福祉推進組織、地域サークル活動などについても担い手の高齢化などの課題を抱えていることから、活動を維持、充実させていくため、活動や情報発信への支援、世代間交流などを促進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--|-------|
| ・教養講座の開催、レクリエーション等の拡充について社会福祉協議会と連携する。 | 介護福祉課 |

(3) 多様な活動の促進

老人福祉センターでは、カーレットやフォークダンス、スマートフォンなど自主的な活動のサークル化が図られています。また、脳トレなど独自の取組を行っている地域団体などもあります。そのようなことを踏まえ、eスポーツをはじめ、多様なコンテンツの活用について、その在り方や導入方法などについて、社会福祉協議会をはじめ関係機関等と検討します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--------------------------------------|-------|
| ・サークルや地域団体の活動の推進について、社会福祉協議会との連携を図る。 | 介護福祉課 |

(4) 地域の状況に応じた移動手段の確保

外出困難な高齢者が利用できる外出支援の仕組みづくりや、地域の状況に応じた多様な移動手段の育成・確保を図ります。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-------------------------------|----------------|
| ・地域主体で進める移動手段の維持・確保の支援の促進を図る。 | 介護福祉課 交通政策課 |

(5) 就労支援

高齢者のそれぞれの意欲や希望に合わせた働き方を支援するため、労働相談、内職紹介、合同就職説明会などの就労支援を実施します。また、埼玉県をはじめとした就労支援事業について、情報発信など利用促進を図ります。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|---|-------|
| ・「シニア応援求人情報」として、ハローワークの求人データを市内各地区行政センターに掲示 | 産業振興課 |
| ・飯能市内の事業所で働きたい人を対象とする「合同就職説明会」の開催（飯能商工会議所と共催） | 産業振興課 |
| ・内職に関する求人企業の紹介 | 産業振興課 |
| ・就労に関する悩みやトラブル等の相談に対応する「労働相談」の実施 | 産業振興課 |

(6) 飯能市シルバー人材センターの運営支援

飯能市シルバー人材センターへ補助金の交付など運営支援を行うほか、会員の増強、会員の就業機会の拡充などシルバー人材センターの取組を支援します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|------------------------|-------|
| ・シルバー人材センターの充実（会員数の拡大） | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|-----|-------|--------------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 会員数 | 477人 | 増加 | 増加 | 増加 |

基本目標 6 権利擁護施策の推進

【基本的な考え方】

単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、すべての人がそれぞれの権利を適切に行使し、また、虐待や犯罪などの侵害から保護され、その人らしく尊厳をもって（自由と生存を尊重され）生活できる地域社会をつくるために、権利擁護施策を推進することが求められます。

権利擁護の重要な手段である成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに、高齢者虐待や様々な困難を抱えた高齢者への支援を適切に推進します。

（1）権利擁護に関する相談窓口の周知と充実

成年後見制度について、「飯能市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見支援センターを設置しました。その必要性や制度内容など、市民への周知啓発や利用促進、相談窓口の機能強化に努めます。

また、成年後見支援センター機能拡充や権利擁護のための地域連携ネットワークの構築などに努めます。

飯能市社会福祉協議会が実施している法人後見受任業務や日常生活自立支援事業、市民後見人の養成などとの連携強化、活動支援を推進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|------------------------------------|----------------|
| ・ 広報やホームページなどを通じた成年後見制度や相談窓口に関する広報 | 介護福祉課 |
| ・ 成年後見支援センターの機能拡充 | 介護福祉課 |
| ・ 地域連携ネットワークの構築 | 介護福祉課 |
| ・ 報酬などの助成制度の拡充 | 介護福祉課 障害福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|-------------------------------|-------|--------------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度の認知度 （ニーズ調査） | 38.8% | — | 50% | — |
| 成年後見制度の利用・相談窓口の認知度 （ニーズ調査） | 24.0% | — | 30% | — |
| 市民後見人の認知度 （ニーズ調査） | 16.8% | — | 25% | — |
| 成年後見制度の法人後見受任件数 | 19件 | 増加 | 増加 | 増加 |
| 市民後見人の養成者数 | 64人 | — | — | 増加 |

【関係機関の取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|--|---|
| ①専門職やサービス事業者による権利擁護の強化 | 1) 高齢者虐待対応マニュアルの普及と有効的な活用 2) 高齢者虐待権利擁護研修会等の開催及び内容の充実等 3) 介護者の交流の場の提供 4) 地域包括支援センター職員の対応力の強化 5) 虐待対応の評価会議の開催 6) 居宅介護支援事業所及びサービス事業所への周知の徹底 |
| ②成年後見支援センターの機能強化と周知度の向上 | 1) 多職種連携による権利擁護体制の構築と活用に向けた取組 2) 成年後見支援センターの適正な運営と周知 3) 成年後見制度相談会の開催 4) アウトリーチによるニーズの把握 5) 市民後見人養成講座及び市民後見人フォローアップ講座の開催 |
| <p>①専門職やサービス事業者による権利擁護の強化</p> <p>1) 高齢者虐待対応マニュアルの普及と有効的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待対応マニュアルの実践に基づいた内容を反映させ、実際の虐待対応に活かす。各職種と協働し対応を行う。 ○事業所との連携を図りやすくするためのツール活用、周知を行う。 ○実践内容を整理し随時マニュアルの改良を行う。 ○実際の対応時に必要な内容を肉付けしていく。 ○多職種が協働できるよう統一された支援方法を確立し周知・訓練していく。 ○高齢者虐待マニュアルの拡充 <p>2) 高齢者虐待権利擁護研修会等の開催及び内容の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待権利擁護研修会等で何を求めているのかニーズを探る。 ○対象者のニーズに合わせ高齢者虐待・権利擁護研修会等を実施し、虐待発生の予防を図る。 ○高齢者虐待防止等権利擁護研修会を年2回実施する。 ○権利擁護研修及び消費者被害防止に関する研修会の充実を図る(市民向け・専門職向け)。 ○アンテナを張り、市民と専門職のニーズをキャッチし研修を実施する。 ○必要によりステップアップを図る連続性のある研修を検討する。 <p>3) 介護者の交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待の予防的な支援活動、ケアラー支援として、住民向けの講座や介護負担を軽減するための、介護者の交流の場、介護技術や知識の習得の場の提供を行うとともに、ニーズをキャッチするためのアンテナを高くし、ネットワーク構築を図る。 <p>4) 地域包括支援センター職員の対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの職員は、全職種が、虐待対応できるマニュアルの習得を図る(それぞれの職種が、虐待対応における役割があることを認識する)。 ○研修会については関係機関との連携を図ることを目的とした内容で開催する。 <p>5) 虐待対応の評価会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待対応の評価会議について、定期的の実施できるよう、介護福祉課、地域包括支援センターとデータを共有する。 ○関係職会議における事例からの現況把握と課題抽出を行う。 <p>6) 居宅介護支援事業所及びサービス事業所への周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジャー、サービス事業所等にマニュアルを周知し高齢者虐待対応の理解を深める。 ○サービス事業所等に対して、マニュアルの周知を図る。 ○内容について検証し、必要に応じて、見直しを行う。 ○対象者別(市民・専門職)に見合った内容で実施する。 <p>②成年後見支援センターの機能強化と周知度の向上</p> <p>1) 多職種連携による権利擁護体制の構築と活用に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見支援センターと協働の研修等の実施。 | |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターと成年後見支援センター連携強化を図る。 ○多職種間での事例における情報共有を図る。 ○成年後見支援センターの活動状況について定期的に情報共有を図る。 ○中核機関と地域包括支援センターとの連携・協働。 <p>2) 成年後見支援センターの適正な運営と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に基づき適正に成年後見支援センターを運営する。 ○成年後見制度、成年後見支援センター、あんしんサポートねっとの周知・PR 活動の推進 ○福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)から成年後見制度に円滑につなげることができ る仕組みづくりを検討する。 ○任意後見制度の周知・活用 ○成年後見支援センターと地域包括支援センターの役割の明確化 <p>3) 成年後見制度相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度相談会の実施(年4回) ○成年後見制度相談会の開催を支援する。 ○地域に出張し成年後見制度相談会、周知活動等を実施し早期から権利擁護の意識づけを行う。 <p>4) アウトリーチによるニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域のニーズ把握を行う。 ○アウトリーチによる実情の把握。 <p>5) 市民後見人養成講座及び市民後見人フォローアップ講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民後見人養成講座の開催及び同講座修了者を対象に市民後見人フォローアップ講座を開催する。 |
|--|

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | | 計画 | |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①1) 高齢者虐待マニュアル | 見直し・拡充 | 見直し・拡充 | 見直し・拡充 | 見直し・拡充 |
| ①2) 高齢者虐待研修会 | 年2回 | 年2回 | 年2回 | 年2回 |
| ②2) 成年後見支援センターとの情報共有 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 |
| ②3) 成年後見制度相談会 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 |
| ②5) 市民後見人養成講座 | 1回（基礎編） | 1回（入門編） | 1回（基礎編） | 1回（実践編） |
| ②5) 市民後見人フォローアップ講座 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

(2) 虐待等への適切な対応

高齢者虐待については、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、地域包括支援センターをはじめ関係機関と連携し迅速、適切に対応するとともに、養護者支援にも取り組みます。

また、複雑、困難な生活上の課題を抱えた高齢者や複合的な課題のある世帯などについても、関係機関の連携により適切に対応します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-----------------------|-------|
| ・高齢者虐待防止に関する周知啓発・個別支援 | 介護福祉課 |

(3) 消費者被害等防止対策の推進

高齢者が、消費者被害等に巻き込まれないよう、専門職研修を充実し、地域包括支援センター等相談支援機関からの普及啓発を行うとともに、発生時に迅速、適切な対応を図るため、関係機関の連携を強化します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|-------------------------------|-----------------|
| ・消費者被害防止などに関する周知啓発・関係機関との連携強化 | 介護福祉課 |
| ・消費生活相談と被害防止啓発事業の継続 | 生活安全課（消費生活センター） |

【関係機関の取組】

| 取組内容 | |
|---|--|
| ①消費者生活の安全の確保 | 1) 消費者被害防止に関する啓発 2) 生活安全課（消費生活センター）など関係機関との連携強化 3) 迅速に情報を共有する体制の強化 |
| ①消費者生活の安全の確保 | |
| 1) 消費者被害防止に関する啓発 ○高齢者への意識啓発活動の継続 ○消費者被害に遭わないための啓発を行っていく ○サロン等に出向いて行き、啓発活動を行う。 ○消費生活センターと連携、飯能市における消費者被害の現状や最新事例について周知を図る。 | |
| 2) 生活安全課（消費生活センター）など関係機関との連携強化 ○生活安全課（消費生活センター）など関係機関と連携し、最新情報を把握し、地域へ発信していく。消費者被害等の情報の迅速な共有を図る。介護支援専門員協議会のグループライン等を活用して、迅速な情報発信を図る。 ○消費者被害防止サポーターとの連携、フォローアップ研修参加等による最新情報の収集と発信。 ○消費者被害防止サポーター養成講座の開催 ○消費生活センターと連携し、研修会等を実施する。 | |
| 3) 迅速に情報を共有する体制の強化 ○詐欺事件等が実際に発生した際に迅速な注意喚起・情報共有を行い、類似の事件の発生を未然に防ぐため情報共有・連携ツールを活用する。 ○地域の高齢者福祉事業所やケアマネジャーからの情報を吸い上げフィードバックする仕組みづくり。 | |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | | 計画 | |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①1) 消費者被害防止周知活動 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| ①2) 生活安全課（消費生活センター）など関係機関との連携強化 | — | 実施 | 実施 | 実施 |

基本目標 7 防災及び感染症対策の推進

【基本的な考え方】

近年の気候変動が及ぼす影響として、台風や短時間強雨による河川の洪水、土砂災害等の懸念が高まっています。支援を要する高齢者等が安心して生活できる地域をつくるため、日頃から災害発生時の避難行動に関する支援体制の強化が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、介護サービスの提供が抑制された経験を踏まえ、感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービス事業所や住民と連携し、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する必要があります。

(1) 災害発生時の避難行動に関する支援体制の強化

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、防災部局と連携しながら災害時要援護者リストの活用や個別に支援が必要な人への支援体制の強化を図ります。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--|------------------|
| ・災害時の対応や緊急時の対応について、防災部局との連携・共有 | 介護福祉課 防災危機管理室 |
| ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター等を対象に、有事の際の対応方法や情報共有に関するリモート研修等の実施 | 介護福祉課 |
| ・地域包括支援センターにおける災害時や緊急事態宣言発令時の対応や役割を明確化した対応マニュアルの活用 | 介護福祉課 |
| ・「緊急情報キット」の周知 | 介護福祉課 防災危機管理室 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|-----------------------------|-------|--------------|--------|--------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域包括支援センターにおける災害時対応マニュアルの活用 | — | 見直し・拡充 | 見直し・拡充 | 見直し・拡充 |

【関係機関の取組】

| 取組内容 | |
|---|--|
| ①災害対策の推進 | 1) 災害時対応マニュアルの活用 2) 緊急情報キット等の活用 3) 災害発生時の避難行動に関する連携強化 4) 地域防災訓練への参加 5) 災害発生時の要介護高齢者・障害のある人等に関する支援についての検討 6) 避難行動要支援者の個別避難計画作成への協力 7) 避難時に危険な箇所等の相談・報告体制の整備 |
| ①災害対策の推進 1) 災害時対応マニュアルの活用 2) 緊急情報キット等の活用 ○緊急情報キットの活用状況の確認、見直し ○ダンボールベッドの普及。 ○介護支援専門員協議会で継続している緊急時情報キットの配布、普及啓発により、ケアマネジャーが地域に出向く機会として活動を継続し、個別訪問時だけでなく、グループやサークル、団体等に出向き周知する。 3) 災害発生時の避難行動に関する連携強化 ○自治会等の集まりへの参加。関係性構築。防災訓練への参加と、避難時を想定して住民へ車いすの操作方法の指導 4) 地域防災訓練への参加 ○地域住民とともに、防災に対する訓練を行い備える。 5) 災害発生時の要介護高齢者・障害のある人等に関する支援についての検討 ○避難所開設での3障害と認知症の人への配慮のあり方を協議する。 ○高齢者、要介護者の避難支援体制についての具体的な指針作り。 6) 避難行動要支援者の個別避難計画作成への協力 ○避難行動要支援者の個別避難計画作成への協力 7) 避難時に危険な箇所等の相談・報告体制の整備 ○地域の危険な箇所、道路、心配である場所を地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターに相談を受けた際に、市の防災当局に情報を届ける仕組みづくり | |

【取組指標（関係機関）】

| 取組内容 | 実績 | | 計画 | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①1) 緊急情報キットの活用状況の確認、見直し | — | 実施 | 実施 | 実施 |
| ①3) 災害発生時の避難行動に関する連携強化 | — | 実施 | 実施 | 実施 |

(2) 事業所における災害に対する備えの促進

介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認します。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|---|-------|
| ・次回計画策定時に事業所アンケートを実施し、災害に関する具体的計画の策定状況を把握 | 介護福祉課 |

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|---------------------------|-------|--------------|-------|------------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 災害に関する具体的な計画を策定している事業者の割合 | — | — | — | アンケート調査の実施 |

(3) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、住民主体による通いの場の運営や介護予防活動に制限が生じていたことから、感染拡大防止対策を踏まえた方法による活動の充実を図ります。

また、介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を促進します。

【行政の取組】

| 取組内容 | 所管課 |
|--|-------|
| ・住民主体の活動における感染拡大に対応した取組事例を把握し、好事例として情報提供 | 介護福祉課 |
| ・地域包括支援センター等業務における感染症対策マニュアルの活用 | 介護福祉課 |
| ・介護サービス事業所における感染症対策マニュアル作成の促進 | 介護福祉課 |
| ・県との連携による感染症対策研修の開催 | 介護福祉課 |

(4) 福祉避難所の充実【新規】

関係機関と福祉避難所との連携の強化により、開設訓練等の実施を促進します。

【取組指標（行政）】

| 指標名 | 実績値 | 目標値（第9期計画期間） | | |
|-------|-------|--------------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開設訓練等 | — | 1か所 | 1か所 | 1か所 |